

地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中小建設業者への資金供給の円滑化を目的として、上三川町建設工事請負契約書(以下、「契約書」という。)第6条第1項ただし書に規定する権利義務の譲渡等について、地域建設業経営強化融資制度を利用する場合の譲渡承諾手続きに係る取扱いについて定める。

(対象工事)

第2条 債権譲渡の対象工事は、上三川町が発注する建設工事で請負代金の額が300万円以上の工事とし、契約書第35条第1項の前金払を受けた工事とする。ただし、次の工事を除くものとする。

- (1) 付帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事。
- (2) 債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事。ただし、次の工事を除く。
 - ア 債務負担行為の最終会計年度の工事であって、かつ、年度内に完成が見込まれる工事。
 - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に完成が見込まれる工事。
- (3) 発注者が役務的保証を必要とする工事。
- (4) 地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項(第167条の13で準用する場合を含む)に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (5) その他、発注者が元請負人の施工する能力に疑義が生じるなど、債権譲渡の承諾に不適當な事由があると認める工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、当該契約書に定められた検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額からすでに支払をした前金払(中間前金払を含む)、部分払金及び当該工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、当該契約書に定められた出来形部分の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額からすでに支払をした前金払(中間前金払を含む)、部分払金及び当該契約書により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

3 契約変更により、工事請負代金額に変更が生じた場合の請負代金額、債権譲渡額は変更後のものとする。変更が生じた場合は、遅滞なく元請負人は債権譲渡先に対し、変更後の契約の写しを提出するものとする。

(債権譲受人の範囲)

第4条 工事請負代金債権の譲渡先については、事業協同組合等(事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。))又は一般社団法人若しくは一般財団法人である建設業者団体をいう。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(債権譲渡承諾の申請)

第5条 元請負人は、債権譲渡の承諾申請を行う場合は、発注者に次の書類を提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書(別記様式1) 3通
- (2) 元請負人と債権譲渡先との債権譲渡契約証書(案)の写し 1通
- (3) 工事履行報告書(別記様式2) 1通
- (4) 発行日から3ヶ月以内の元請負者及び債権譲渡先の印鑑証明書 1通
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡について、保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人の承諾書 1通

(債権譲渡の承諾時点)

第6条 当該工事の出来高が、前金払が行われた金額以上で、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾にあたっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記載した工事履行報告書の受領をもって足りるものとする。

(債権譲渡の承諾権限)

第7条 元請負人が債権譲渡を行うにあたっては、契約書第6条ただし書に規定する発注者の承諾を得るものとする。

(債権譲渡の承諾等)

第8条 発注者は、債権譲渡承諾申請書類等の提出があったときは、第2条及び第6条の要件を確認のうえ、適当であると認めた場合は、速やかに手続きを行い、承諾書の確定日付欄に確定日付を記載するとともに、承諾番号欄に年度ごとに一連番号を記載し、債権譲渡承諾書の1通を発注者の控えとし、2通を元請負人に交付するものとする。

なお、発注者は、債権譲渡の承諾を行った場合は、債権譲渡整理簿(別記様式3)により、債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。

(債権譲渡の報告)

第9条 元請負人及び債権譲受人が、発注者による債権譲渡承諾後、金銭消費貸借契約を締結した場合には、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書(別記様式4)を提出するものとする。

2 発注者は債権譲渡通知書を受領した場合は、速やかに振込先を債権譲渡先の指定口座に変更するものとする。

(譲渡債権が担保する範囲)

第10条 本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の元請負人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して当該元請負人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が当該元請負人に対して有するその他の債権を担保するものではない。

(工事請負代金の支払い)

第11条 債権譲渡を受けた者からの債権金額の請求は、発注者の検査に合格し、引渡を行った場合において請求できるものとする。

なお、債権譲渡後は中間前払金及び部分払金を請求することはできないものとする。

2 工事請負代金請求にあたっては、次の書類を提出させるものとする。

- (1) 工事請負代金請求書(別記様式5) 1通

(2) 債権譲渡承諾書の写し 1通

(3) 債権譲渡契約証書の写し 1通

3 発注者は、提出された請求書等の内容を確認のうえ、適当であると認められた場合はこれを受理し、所定の手続きを経て、遅滞なく工事請負代金を支払うものとする。

(その他)

第12条 この制度は、健全な建設業者が積極的に活用すべき制度であり、発注者は、債権譲渡を申請したことをもって、元請負人の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札手続きで不利益な扱いをすることはしない。

(準用)

第13条 この要領及び別に定めるもののほか、定めのない事項については、国に準じて行うものとする。

付則

この要領は、平成21年4月1日から適用することとし、平成27年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。